

## 令和4年度 東青地域キャンプ&ワーケーション体験モニター事業実施要綱

### (趣旨)

#### 第1条

青森圏域の共通の資源である「陸奥湾沿岸の豊かな自然の中で仕事・暮らしができる環境」を最大限に活用したキャンプワーケーション体験を通じ、圏域における関係人口の創出、移住・定住人口の増加を図ることを目的とする。

### (主催)

#### 第2条 東青地域移住・交流サポート協議会(以下「協議会」という。)

### (事業名称)

#### 第3条 東青地域キャンプ&ワーケーション体験モニター事業(以下「事業」という。)

### (実施期間)

#### 第4条 令和4年7月1日から令和4年9月30日までとする。

### (事業概要)

#### 第5条

事業は、1泊2日でキャンプ体験しながら、リモートワークの体験、宿泊地となる東青地域(東津軽郡及び青森市の区域)の各市町村が用意する交流・体験プログラムに参加するものとする。

宿泊施設は、協議会が指定するキャンプ場の宿泊棟またはテント、もしくは移住体験施設等とする。

### (募集)

#### 第6条

(1) **対象者:** 事業の対象者は、下記①から③の全てを満たしているものとする。

- ① 青森県外に居住し、かつ住民票の住所も青森県外となっている
- ② 現在リモートワークで仕事を行っている又は仕事の一部をリモートワークで行っている
- ③ 地方移住や地方での二地域居住を検討している(もしくは高い関心をもっている)。

(2) **募集定員:** 参加は1組4人まで(外ヶ浜町指定の施設利用の場合は1組2人まで)とする。ただし協議会長(以下「会長」という。)が認めた場合はこの限りでない。

(3) **募集期間・申込:** 参加希望者は、令和4年5月26日までに、協議会指定様式(様式第1号)により協議会事務局(以下「事務局」という。)へ電子メールで申し込むものとする。

### (参加者の決定)

#### 第7条

参加者は、協議会が抽選により決定する。ただし、募集期間内に定員に達しなかった場合

は、随時会長が決定する。

- (1) 事務局は、参加希望者からの申込書を受領し、参加要件・条件等を確認し、同一コースの希望者が他におらず、すべての要件・条件を満たしていると判断したときは、当該申込者の参加を決定し、決定通知書(様式第2号)を申込者に電子メールで送付する。
- (2) (1)で同一コースの参加希望者が複数いた場合、協議会総会の場において抽選会を実施し、抽選により参加者を決定する。

### **(費用負担)**

## **第8条**

### **(1)交通費・レンタカー助成**

- ① 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と宿泊地市町村の主要駅間の移動に要した経費(公共交通機関利用の場合はその経費と1人当たり上限1万7千円のいずれか低い額、自家用車等利用の場合は会長が別に定める額)を参加者に助成するものとする。
- ② 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業参加中に東青地域内でレンタカーを借用した場合に、その借上料(1組上限1万円)を参加者に助成するものとする。
- ③ 交通機関の予約・支払い、レンタカーの手配・支払いは参加者が行う。
- ④ 参加者は、交通費またはレンタカー借上料の支払額を証明する領収書等(写)を添えて、協議会指定の請求書(様式第6号)により、事業終了の日から7日以内に協議会に助成金を請求するものとする。
- ⑤ 協議会は、請求内容を確認し、不備がなければ請求の日から14日以内に参加者に助成金を支払うものとする。(参加者は現金受渡し、口座振込のいずれかを選択できる。)

### **(2)宿泊費**

参加者の宿泊費は無料とし、協議会が負担する。

### **(3)その他**

- ① 参加者の交流・体験プログラム利用に係る費用及びそのための市内移動に係る費用、協議会が用意するキャンプ用品の貸し出しについては協議会が負担する。
- ② 上記以外については参加者の負担とする。

### **(参加条件)**

## **第9条**

- (1) 参加者は、事業終了後7日以内に、協議会指定のアンケート(様式第4号及び第5号)に回答し、協議会に提出するものとする。
- (2) 参加者は、事業終了後7日以内に、自身の事業体験に関するSNS投稿(掲載)の画像(スクリーンショット及びURL等)を協議会に提出するものとする。
- (3) 参加者が、国による緊急事態宣言発令地域またはまん延防止等重点措置適用地域の居住者である場合は、当該発令・適用期間中は事業に参加できない。
- (4) 事業実施自治体で複数のクラスターが発生し、新型コロナウイルス感染者が拡大していると会長が認める場合には、当該感染拡大自治体の事業への参加者受入れを中止または中断することがある。

- (5) 参加者は、事業参加当日、決定通知書を持参するとともに、参加日当日の状態での「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」(様式第3号)を宿泊地市町村の担当者に提出するものとする。

**(実績報告)**

**第10条**

事務局は、事業終了後、参加者ごとに行程、体験等の実施状況をまとめた結果概要書を作成し、協議会で報告するものとする。

**(その他)**

**第11条**

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

**附則**

この要領は、令和4年4月15日から施行し、令和4年9月30日をもって廃止する。